

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 19 号

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例

浜田市印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書中「規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書」を加え、「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第 3 項中「、個人番号カード」を「、個人番号カード等」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に、「第 22 条第 1 項」を「第 22 条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第 22 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。